

大田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第77号

大田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

大田市国民健康保険条例施行規則（平成17年大田市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則による改正後の大田市国民健康保険条例施行規則第14条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。